

京都市告示第243号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年 7月 7日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
吉祥院久世線	南区久世築山町363番地の1地先から 同区久世殿城町531番地の1地先まで	旧	メートル 910.60	メートル 21.10 ~ 39.10
		新	910.60	21.98 ~ 56.80

(建設局土木管理部道路明示課)